

ぐっとずっと。 プラン

シンプルコース

(料金表)

～東京電力エリア～

Energia

2026年11月1日実施

中国電力株式会社

本 則

らせについては省略することがあります。

1 適 用

この料金表は、東京電力パワーグリッド株式会社または配電事業者（以下「東京電力パワーグリッド株式会社等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづき、東京電力パワーグリッド株式会社等が接続供給を行なう地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。

2 契約種別

この料金表の契約種別は、「ぐっとずっと。プラン シンプルコース [東京電力エリア]（以下『シンプルコース』といいます。）」といたします。

3 料金表の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (4) 当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知

4 適用範囲

電気サービス約款〔中国電力エリア以外〕（以下「サービス約款」といいます。）の電灯需要（最大需要容量6キロボルトアンペア未満）の適用範囲に該当し、契約電流が60アンペア以下である需要で、お客さまが1年を通じてこのシンプルコースの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

5 料 金

料金は、電力量料金およびサービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	37円73銭
------------	--------

(2) 最低月額料金

(1) によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金およびサービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	3,300円00銭
--------	-----------

ただし、次の期間の料金は、電力量料金およびサービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ 電気の供給を開始した場合の開始日から

直後の託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）の前日までの期間

□ 需給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間

ハ 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

なお、記録型計量器により計量する場合で、東京電力パワーグリッド株式会社等があらかじめ当社に託送約款等に定める計量日（以下「計量日」といいます。）を通知したときは、イおよびロにいう検針日は、計量日といたします。

6 払込票発行手数料

お客さまが振込払いで料金を支払われる場合の払込票発行手数料は、次のとおりといたします。

1 契約 1 料金算定期間につき	55円00銭
------------------	--------

7 そ の 他

この料金表に定めのない規定については、サービス約款の電灯需要（最大需要容量6キロボルトアンペア未満）にかかわる規定によります。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、2026年11月1日から実施いたします。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数値および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格

$$= A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均

原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

燃料費調整単価

$$= (86,100 \text{円} - \text{平均燃料価格})$$

$$\times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{円})$$

$$\times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格 算定期間	燃料費調整単価 適用期間
毎年 1 月 1 日 から 3 月 31 日 までの期間	その年の 6 月 分の料 金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日 から 4 月 30 日 までの期間	その年の 7 月 分の料 金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日 から 5 月 31 日 までの期間	その年の 8 月 分の料 金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日 から 6 月 30 日 までの期間	その年の 9 月 分の料 金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日 から 7 月 31 日 までの期間	その年の 10 月 分の料 金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日 から 8 月 31 日 までの期間	その年の 11 月 分の料 金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日 から 9 月 30 日 までの期間	その年の 12 月 分の料 金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日 から 10 月 31 日 までの期間	翌年の 1 月 分の料金 に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日 から 11 月 30 日 までの期間	翌年の 2 月 分の料金 に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日 から 12 月 31 日 までの期間	翌年の 3 月 分の料金 に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌 年の 1 月 31 日 までの 期間	翌年の 4 月 分の料金 に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌 年の 2 月 28 日 までの 期間（翌年が閏年と なる場合は、翌年の 2 月 29 日 までの期間）	翌年の 5 月 分の料金 に係る計量期間等

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量
に口によって算定された燃料費調整単価を
適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動
した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 銭 3 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1) イの各平均燃料価格算定期間
における 1 キロリットル当たりの平均原油
価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、
1 トン当たりの平均石炭価格および (1) ロ
によって算定された燃料費調整単価を当社の
ホームページ等でお知らせいたします。

Energia